

# 令和6年11月から児童扶養手当の制度が変わります

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正され、所得限度額と第3子以降の加算額が引き上げられます。令和6年11月分の手当から適用されますが、11月分および12月分の手当については、令和7年1月に支払われます。

なお、所得制限限度額を超過しているなどの理由から認定請求をしていなかった方についても、今回の制度改正で手当の支給ができる場合があります。令和6年11月分の手当から支給を受けるためには、10月末までに認定請求をする必要がありますので、子ども福祉課までご相談ください。



## 所得限度額の引上げ

児童扶養手当の支給には、受給資格者本人の前年の所得に応じて、手当の全額を支給する「全部支給」と、一部のみを支給する「一部支給」があります。

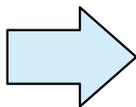
このたび、全部支給および一部支給の判定基準となる所得限度額を次のとおり引き上げます。

扶養する児童等の数	全部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)		一部支給となる所得限度額 (受給資格者本人の前年所得)	
	これまで	令和6年11月から	これまで	令和6年11月から
0人	490,000円	<b>690,000円</b>	1,920,000円	<b>2,080,000円</b>
1人	870,000円	<b>1,070,000円</b>	2,300,000円	<b>2,460,000円</b>
2人	1,250,000円	<b>1,450,000円</b>	2,680,000円	<b>2,840,000円</b>
3人	1,630,000円	<b>1,830,000円</b>	3,060,000円	<b>3,220,000円</b>
4人	2,010,000円	<b>2,210,000円</b>	3,440,000円	<b>3,600,000円</b>
5人	2,390,000円	<b>2,590,000円</b>	3,820,000円	<b>3,980,000円</b>

## 第3子以降の加算額の引上げ

第3子以降の加算額が引き上げられ、第2子の加算額と同額になります。

これまで  
全部支給 6,450円  
一部支給 6,440円～3,230円  
(所得に応じて決定されます)



令和6年11月分から  
全部支給 **10,750円**  
一部支給 **10,740円～5,380円**  
(所得に応じて決定されます)

【問い合わせ先】 市子ども福祉課 ☎ 31-0243

## 「親と子のよい歯のコンクール」で入選！



「令和6年度 親と子のよい歯のコンクール」の島根県大会において、益田市から推薦した小野結花さん・輝明くん親子が入選に選ばれました。

このコンクールは、子どもの頃からの口元の健康づくりを目的として、歯並びや歯の健康状態が良好な親子を表彰するものです。前年度（令和5年度）に益田市で実施した3歳児健康診査を受診した方の中から、虫歯がなく口の状態が良い親子を推薦し、益田保健所での地区大会を経て島根県大会で審査が行われ、小野さん親子が入選に選ばれました。

歯とお口の健康は、食事や会話といった豊かな生活を送るために必要なだけでなく、全身の健康にも影響します。皆さんもぜひ、家族みんなが健康な歯で快適な生活を送ることができるように、大切な歯とお口の健康を守りましょう。

【問い合わせ先】 市子ども家庭支援課 ☎ 31-1381